議案第３３３号

金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について

建築基準法第５１条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積（㎡）	摘要 主要用途（処理能力）
クリーンライフ（株）田上本町中間処理場	金沢市田上本町（元銚子口）	へ152番の2外102筆	田、畑ほか	19,100	破砕施設 ・廃プラスチック類 29.5ｔ/日 ・紙くず 25.3t/日 ・木くず 41.4ｔ/日 ・繊維くず 19.3t/日

理由

クリーンライフ(株)中間処理場は、平成6年2月よりがれき類の中間処理(破砕・選別)を開始し、現在は廃プラスチック類・がれき類・木くず等を行う産業廃棄物中間処理場となっている。

近年、環境保護の観点からも産廃施設のリサイクル化が重要視されており、廃棄物の搬入量が増大し、中間処理として取り扱う品目種別が多くなっている。

これらの社会情勢に対応出来るよう、中間処理施設の増設等を行ってきたが、既存敷地内では処理できる能力に限界がある。

今回作業環境の整備とリサイクル率の向上のため隣接地に新たな敷地(A=1.91ha)を整備し、施設の拡充を図るとともに、廃プラスチック類及び木くず等の破砕施設を増設するものである。

当施設は、市街化調整区域に位置しており、

①集落、学校、保育所等から100m以上離れている。

②搬入口、搬出口に接する道路は8m以上である。

③最寄りの民家で騒音50dB以下、振動60dB以下である。

④緑地率は20%以上確保されている。

⑤区域から500m以内の関係町会及び隣接者への説明、関係機関との調整を終了している。

以上のことから、建築基準法第51条ただし書きの規定による敷地の位置について、都市計画上の支障がないと判断する。

議案第３３３号

位　置　図

金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について

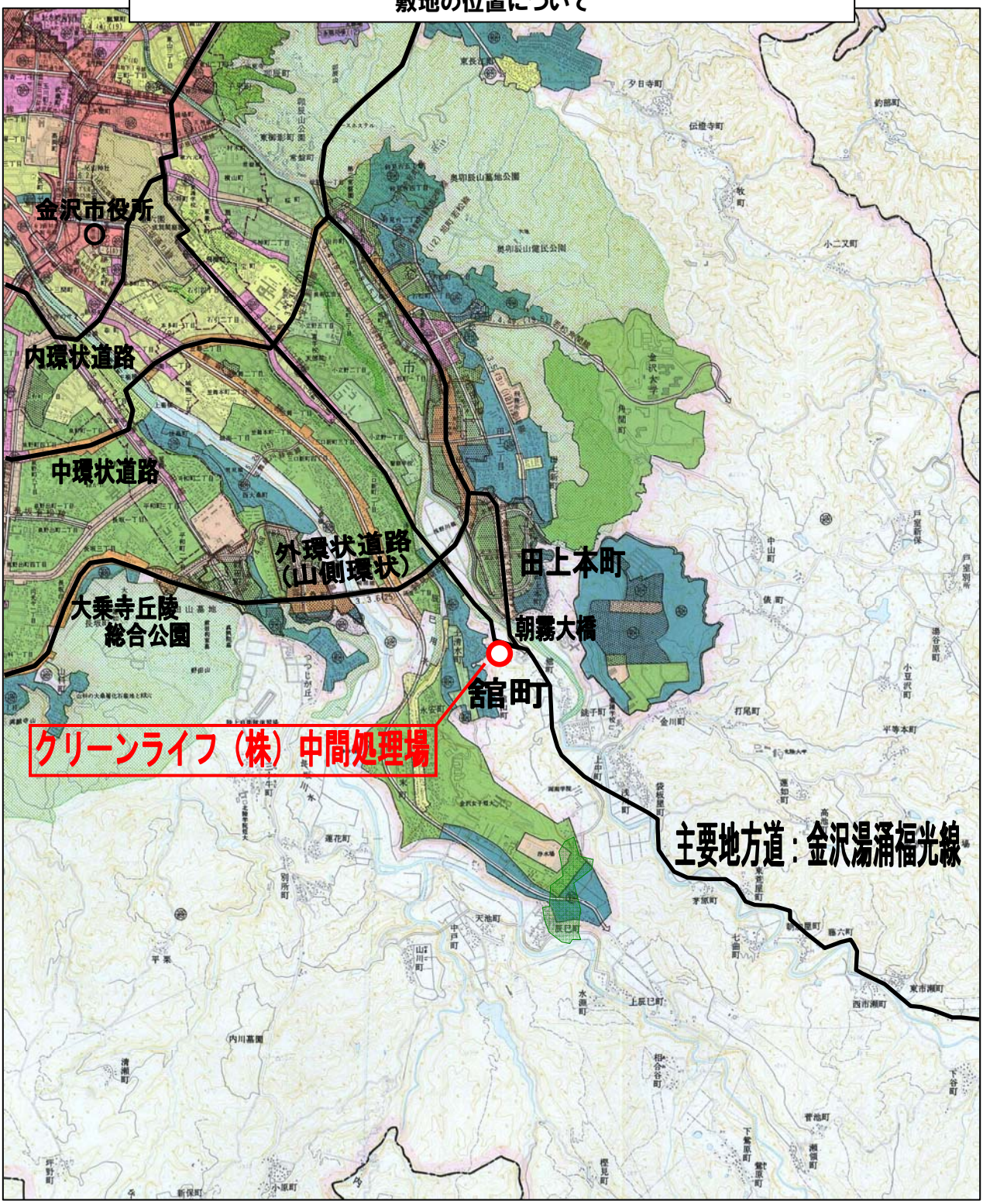

議案第３３３号

位　置　図
（拡大図）

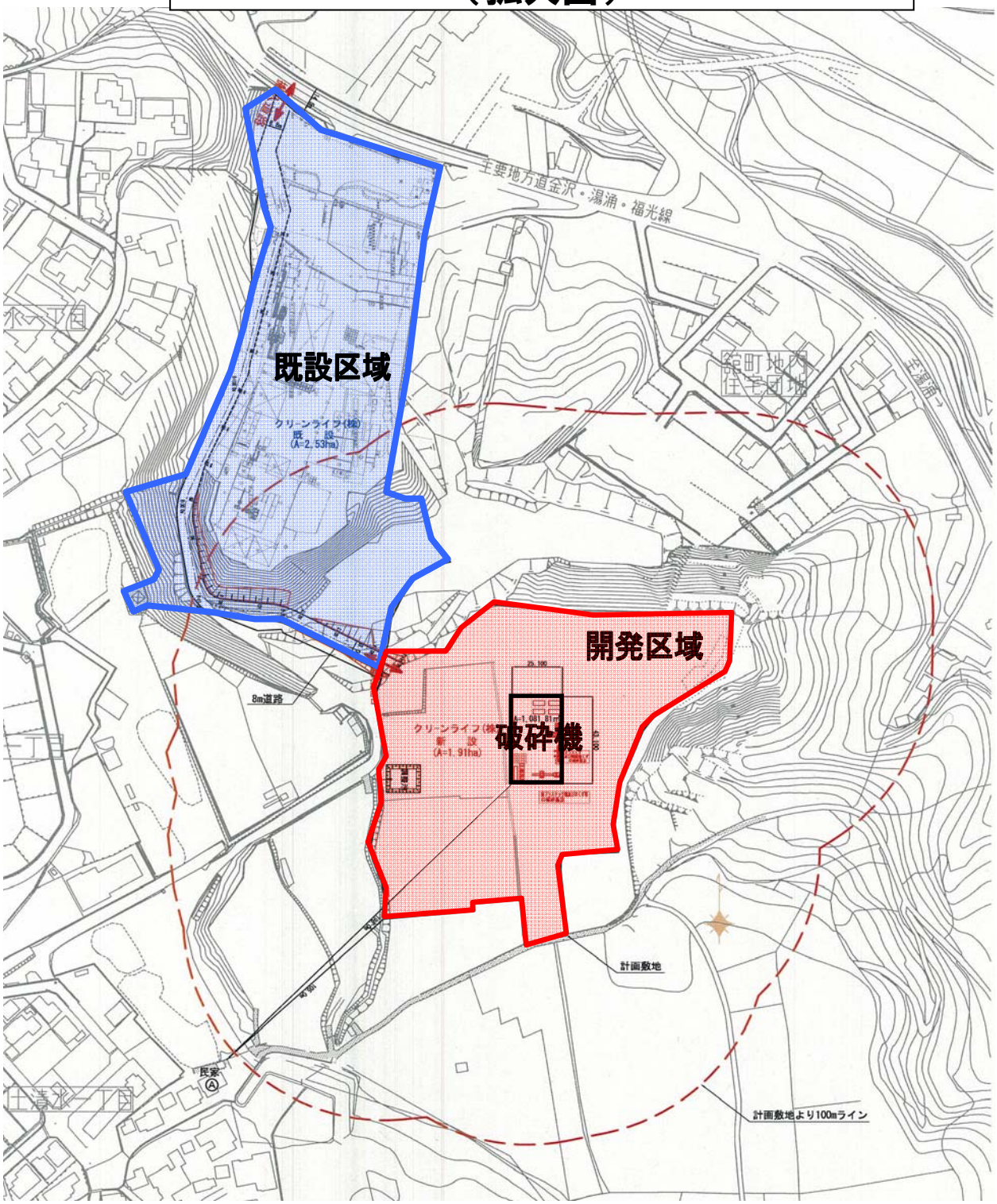

議案第３３３号
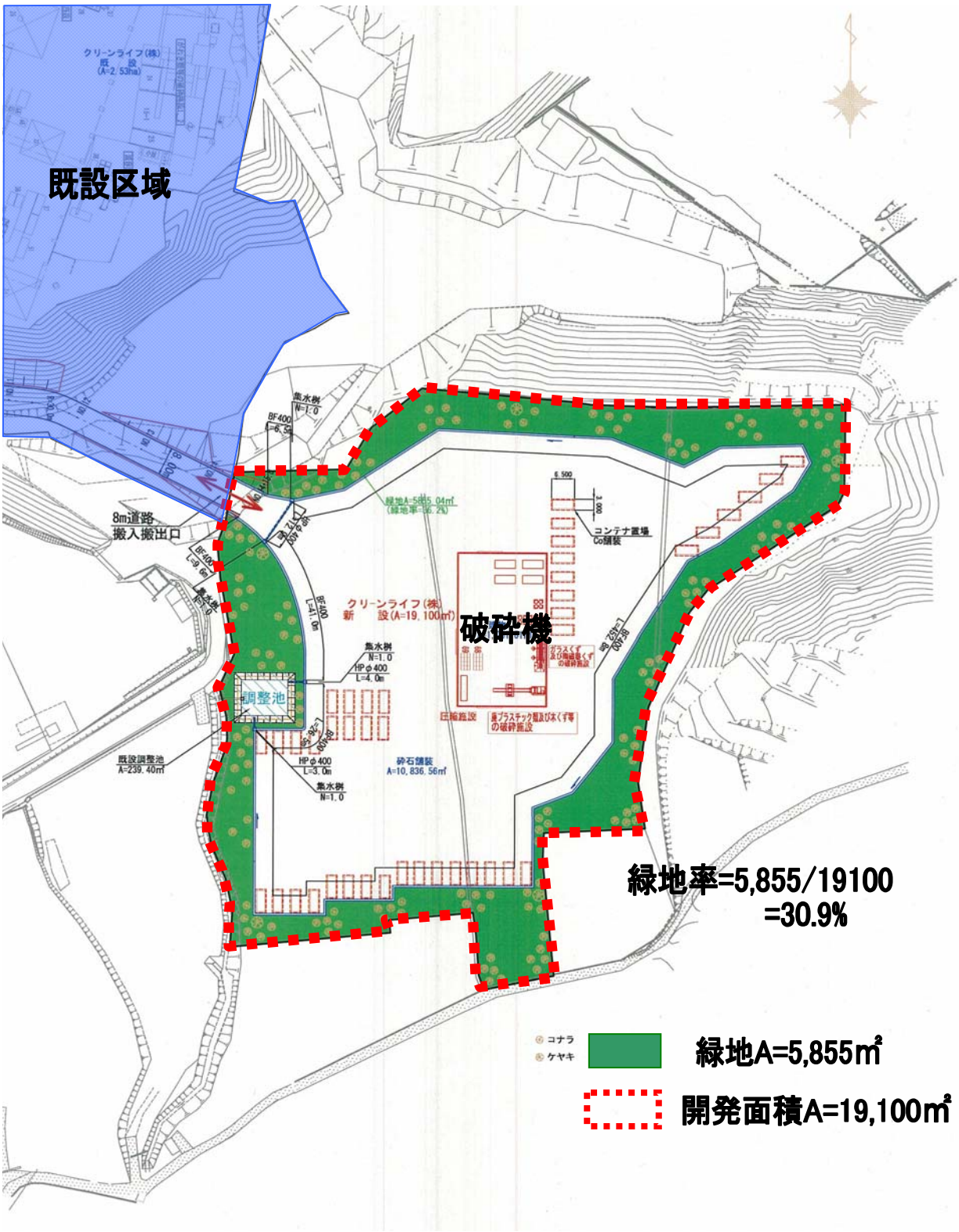
施 設 計 画 図